

株式会社鴻治組一般事業主行動計画(第4回)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年11月1日～令和7年10月31日
- 2 内 容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和2年11月～ 男性の育児休業取得に関する資料（パンフレット等）を社員に回覧し周知を再度図る。
- 令和3年 1月～ 取得促進に向けて子が生まれる予定のある社員に対し管理職が個別面談し育児休暇取得をサポートする。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和2年11月～ 現状の年次有給休暇取得状況を把握し、社員に休暇取得目標の周知をする。
- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の計画的付与制度の定着を図るため、工務部門においては現場の状況を、事務部門については業務の状況を把握し、繁忙期を除いた期間において各自年次有給休暇取得予定日設定するよう部会等で職員に周知する。
- 令和3年 9月～ 毎年9月に年次有給休暇の取得状況をとりまとめ、管理職及び社員に周知・啓発を図る。

次世代育成支援対策に関する事項

目標3 地域の大学・高校等のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和2年11月～ 地域の学校と連携を強化し、受け入れ部署への周知と体制作りを行いスムーズな受け入れを行う。